

令和6年度岩手県防災会議書面決議に係る意見等

委員名	意見等
KDDI 株式会社東北総支社長 阿部 博則	・ 内容については問題ありません。 ・ 一方で、大船渡火災時の対応を総括しつつ、得られた教訓を盛り込むこともご検討頂ければと思っています。 ・ 例えば通信事業者のケースにおいては、山中に近い場所で消防活動者向けに通信エリアを確保する動きはこれまでになかったものでした。 ・ また山林火災は、その後に岡山や愛媛でも発生するなど、特に山林の多い地域で起こり得る災害と感じていますので、大船渡の対応事例を振り返りまとめる意義はあると考えています。
一般社団法人岩手県歯科医師会常務理事 白石 秀幸	<第2章第5節の2> 阪神・淡路大震災における「関連死」の24.2%は肺炎の割合が最も高いと厚生労働科学研究の報告があった。避難所生活では口腔の衛生状態が保つことが難しく、特に要配慮者（高齢者）の誤嚥性肺炎などの呼吸器感染が増える危険性が高く、必要な対象者には早期に介入することが大切である。 そこで、大船渡・山林火災でも出動したように日本災害歯科支援チーム（J D A T）等も連携に努める必要があると思われる。
岩手県薬剤師会副会長 佐藤 裕司	今回の岩手県地域防災計画に関する修正については、特段異論はありません。 薬剤師会としては、「岩手県保健医療計画」（2024—2029）に明記されております「災害薬事コーディネーター」（P202～P206）につきまして、次期改定の際、記載して頂ければと思っています。 追伸：現在は、まだ養成の段階ではございますが、ご検討のほどよろしく願います
IBC 岩手放送メディアセンター 次長兼報道制作部長 大志田 融	能登半島地震をふまえて、必要な項目をアップデートすることは賛成である。 また、県の防災施策をふまえた修正として偵察や物資輸送でドローンを活用することも現実的な対応として賛成である。
公益社団法人岩手県看護協会 相馬 一二三	大船渡市の林野火災ではご尽力いただき大変お疲れ様でした。今回の経験を踏まえ、山林火災についての予防に関する周知徹底（特に乾燥時期）について少し記載した方が（加筆）よろしいと思いました。もし、見逃していたなら、申し訳ございません。よろしくお願い致します。
岩手県立大学准教授 アンガホッフア司寿子	要配慮者の例の記載を具体的に修正されている点が、理解や意識につながると思いました。
東北福祉大学教授 庄司 知恵子	要配慮者についての定義が明確になったことは大変評価できます。また、要配慮者として「乳幼児」入った点は、母親に負担を強いていた構造からの脱却とも言えても良いと思います。以前、何かの文献で支援物資として「母親にとって必要な粉ミルク」といった記述があり、ミルクが必要なのは母親ではなく乳幼児であるという点を訴えた覚えがあります。要配慮者の安全確保においても、NPO等を示した点

	は評価できます。いわゆる地域福祉の隙間の支援を行っているのは、半公ともいえる社協ではなくNPOだったりします。 以前も、お伝えしたことがあったと思いますが、県外広域避難者に対する支援については、何か記述はあるのでしょうか。防災計画をザーッと見た限り、頁数も多く捉えられずにあります。福島原発事故の県外避難者については、彼らの生活に対して誰がどこが責任を持つのかという点が不明確なため、それぞれ（現・元市町村、都道府県）が責任を譲り合っている状況にあります。広域避難者に対する対応についてもその責任の所在も含め示す必要があると思います。 また、計画を立てることはとても大切であると同時に、計画通り進まないのが災害であると思います。岩手県地域防災計画においては、県の責務として「防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。」と示されておりますが、計画変更せざるを得ない場合の臨機応変な対応が必要であり、その変更を市町村に委ねた場合の責任の所在について気になります。上記文の「支援」や「総合調整」に責任を負う県の役割が示されているのかもしれませんが、市町村としては、自分たちが責任をとるのか否かによって、判断への対応が異なってくるものと思います。 引き続き議論の継続をお願いいたします。
岩手大学教授（国際連携担当副学長） 松岡 洋子	意見ではなく、質問です。先般の南海トラフ地震臨時情報（地震注意）の発出の際に、避難所を開設した（過剰な対応であり、職員の業務量に過大な負担があった）自治体もあったようですが、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発出された場合、各基礎自治体で具体的にどのような対応をするのか判断に迷うことが予想されます。県の防災計画では情報発信の後の対応について何か指針をお持ちでしょうか。
特定非営利活動法人いわて連携復興センター 地域コーディネーター 瀬川 加織	・ 本編 第3章 災害応急対策計画 12 節（p.47）に、ボランティアの受け入れについて記載があるが、「役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるもの」との記載があるが、義務ではなく推奨となっている。そのため、実際には準備されていない、想定されていない場合が多く、責任の所在があいまいになる。また、実働に向けた具体性が不足していると思われる。改定案をあげると、「災害時の混乱を回避し、各主体が迅速かつ円滑に活動できるよう、関係機関及び団体との間で、平時から役割分担・連携方法を明文化した協定を締結し、定期的な合同訓練を実施することを基本とする。」となる。 ・ 本編 第3章 災害応急対策計画 12 節（p.47）に記載の「災害中間支援組織」と、地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画 第5 節（p.6）に記載の「NPO等」の違いはあるか？災害時は、市町村域の支援においても必要に応じて、災害中間支援組織が支援調整に動くことが想定される。また、令和7年度実施が決まっている内閣府モデル事業（担当課：地域福祉課）では、市町村域に災害中間支援組織を知っていただく取組を行うところでもある。言葉の整理が必要と思われる。